

第4 施策の基本となるべき事項

雇用管理の改善

- ・相談・援助
きめ細やかな実態調査・分析、雇用管理モデルの提示、感染症、腰痛対策の推進
- ・助成金の活用促進
雇い入れ助成、機器助成、事業主団体等委託

能力の開発及び向上

- ・在職介護労働者の専門性の向上
- ・離転職者の安定的な雇用に向けた効果的な訓練
- ・ジョブ・カード制度の活用

第5 その他

- ・介護分野における需給調整機能の整備
公共職業安定所に配置する「福祉人材コーナー」における就職支援を始めとした総合的な支援、福祉人材センター等関係機関との効果的な連携
- ・介護分野への学卒就職者等若年者の理解促進
- ・給与等
具体的な内容等基本的には労使に委ねるべきものであるが(社会保障審議会介護給付費分科会等での議論を踏まえ)
 - ①人材確保やキャリア形成の支援の観点
 - ②介護労働者の処遇改善に向けた取り組みに関する情報の公表について留意
- ・介護の日